名古屋地裁

〔第3種郵便物認可〕

保護費は増えたと評価で とを「実質的に当時の生活 活保護基準に反映させたこ 毎

 \mathbb{H}

聞

記者会見で判決内容への怒りを語る原告の女性(左) =名古屋市中区で25日、川瀬慎一朗撮影

新



原告「最後の安全網ならず」

判決後に名古屋市内で開かれ た記者会見で、原告からは怒り や失望の声が相次いだ。「判決で 『国民感情を踏まえ』とあった が、僕たちの感情は無視されて いる。生活保護は最後のセーフ ティーネットの役割を果たして いない」。原告の一人、愛知県豊 橋市の男性(53)は憤りをあらわ にした。同市に住む別の原告の 女性(88)も「本当に悔しい。政

府は私が死んでいくのを待って いるみたいだ」と声を落とした。

原告弁護団の内河恵一弁護団 長は「得るもの、心打つものが ない判決。裁判所は権利侵害を チェックする役割を忘れてい る」と批判。弁護団事務局長の 森弘典弁護士も「生きるも死ぬ も大臣の手に委ねられてしまう ような許されない判決だ」と指 摘した。 【川瀬慎一朗】

厚劣 相に 裁量権

全国初判断

とを認め、 25日、引き下げが厚生労働相の裁量権の範囲であるこ 給者18人が自治体と国に減額の取り消しや慰謝料を求 権」を保障した憲法
3条に違反するとして、愛知県の受 めた訴訟の判決で、名古屋地裁(角谷昌毅裁判長)は 2013年8月以降の生活保護費引き下げは「生存 請求を棄却した。 原告側は控訴する方針。

分けて、 生活保護法に定められた厚 価の下落を考慮した減額が 当時のデフレ傾向による物 は総額670億円に上る。 最大10%引き下げた。減額 活扶助費」を平均6・5%、 食費や光熱費に充てる「生 まるか否かが争点だった。 労相の「裁量権」の範囲に収 判決では、物価下落を生 生活保護費のうち

国は13年8月から3回に 支給額を算出したことにつ 給者の生活実態ではなく、 専門家の検証を行わなかっ くもない」と評価した。 いても「より適切と言えな い」と認めた。生活保護受 一般世帯の消費支出を元に 一方で、国が減額に際し、 判断が不合理と言えな

通例ではあったが、手続き 門家の)検討を経ることは 民感情や国の財政事情を踏 の過誤はみられない」と判 たことは認めながらも「(専 「厚労相は、当時の国

> 張が認められたものと承知 下げた」と妥当性を認めた。 まえて生活保護基準を引き している」とコメントした。 判決を受け、厚労省は「主

原告に向き合わず

働省が算出した物価の下落 に判決は正面から向き合っ に判決は正面から向き合っ に判決は正面から向き合っ に対決は正面から向き合っ がしているが、引き下 でいない。物価の動向を考 のであれば、引き下 会学)の話
専門を 速やかに反映すべきだ。引げ以降の物価上昇を可及的 護基準に反映させ、 を経ずに物価下落を生活保 東京大大学院教育学研究 専門家の検証 厚生労

判決だった。 以上が29地裁で訴訟を起こ し、名古屋地裁が初めての っては、全国で1 物価の考慮は妥当 生活保護費引き下げを巡 【井口慎太郎】

ており、 存権の保障に十分かどうか のは難しいのではないか。 整がなされるものの、 どの社会情勢を反映した調 を肯定したのは妥当な判 とはいえ、 物価を考慮しないと考える 的には物価の動きにそろえ 物価の動向を考慮すること 正教授(公共経済学)の話 法政大経済学部の小黒 公的年金は人口動態な 生活保護費だけが 生活保護費が生 基本